

環生－1 水銀廃棄物の適正処理について

平成29年10月1日以降、水銀廃棄物について新たな対応が必要になりました。

事業所から排出される蛍光灯、水銀体温計、水銀式血圧計などは「水銀使用製品産業廃棄物」として、許可のある産業廃棄物処理業者に委託しなければなりません。

また、水銀を一定以上含む汚泥やばいじん等の産業廃棄物（「水銀含有ばいじん等」といいます。）も同様となります。

なお、水銀を相当の割合以上含有するものは、あらかじめ水銀を回収することが義務付けられたことから、処理を委託する場合には注意が必要となります。

詳しくは以下のホームページを参考にしてください。

↓（アドレスはこちら）

環境省 <http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>

北海道 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/suigin.htm

【問い合わせ】

環境生活部環境局循環型社会推進課

電 話 011-231-4111（内線24-325）

FAX 011-232-4970

環生－２ PCB廃棄物の期限内処理について

PCBを含む電気機器（変圧器、コンデンサ、蛍光灯安定器（家庭用除く））などが廃棄物となったもの（PCB廃棄物）は、処理期限が決められており、現在使用中であっても、期限までに使用を中止し、適正に処分しなければなりません。

また、PCB廃棄物を保管している場合及びPCBを含む電気機器を使用している場合は、それぞれ所管する行政機関に届出を行う義務があります、

あなたが所属する事業所などで現在使用している電気機器、電気室、キュービクル・倉庫などに保管されている電気機器にPCBを含むものがないか点検を行い、届出されていない電気機器がある場合は、速やかに届出を行ってください。

詳しくは以下のホームページを参考にしてください。

↓（アドレスはこちら）

「PCB廃棄物処理」（北海道）のページ

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/pcb.htm

「PCB含有廃電気機器等の処理について」（電気機器等のメーカーの問合せ窓口）

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/pcbganyukiki.htm

【問い合わせ】

環境生活部環境局循環型社会推進課

電 話 011-231-4111（内線24-325）

FAX 011-232-4970

環生一3 ヒグマによる人身事故を防ぐために

ヒグマによる人身事故の多くは、山菜採りなどで野山に入った際の突発的な遭遇により発生していることから、ヒグマとの遭遇を未然に防ぎ、事故に遭わないよう十分注意する必要があります。

ヒグマと遭遇しないために、野山に入るときには、次のことに注意しましょう。

1 ヒグマと遭遇しないために・・・

(1) 野山に入る前に

地元の市役所や町村役場、森林管理署などで、事前にヒグマの出没情報を確認してください。

ヒグマの出没情報のある地域や、ヒグマの出没を知らせる看板がある場所への立ち入りは避けましょう。

また、イヌを連れての立ち入りは、ヒグマを興奮させることがあるため危険です。

(2) ヒグマに出会わない工夫を

ヒグマの出没が予想される野山では、単独行動を避け、集団での行動を心掛けましょう。野山での単独行動は、人とヒグマの双方で気付くのが遅れ、危険な状況になる場合があります。

また、鈴などの鳴り物を携行したり、見通しの悪い場所では笛を吹くなど、人の存在を早めにヒグマに知らせる工夫をしましょう。

特に、ヒグマの活動が活発になる早朝や夕方、ヒグマが人に気づきにくい濃霧や雨のときには注意が必要です。

(3) 野山での飲食の際に

においの強い食料はヒグマを引き寄せますので控えた方がよいでしょう。また、残飯、空き缶などのゴミは必ず持ち帰りましょう。

野山にゴミを捨てたり埋めたりすると、ヒグマがこれらを食べて味を覚えてしまいます。いったん味を覚えたヒグマは、これらの魅力的な食物を得るため、人に対して危険な行動をとるようになることが知られています。

2 ヒグマに遭遇したら・・・

(1) まず落ち着く

慌てることは事故につながります。落ち着いて状況を判断しましょう。特に走って逃げると追いかけてくることがあるので危険です。

(2) ヒグマを刺激しない

ヒグマがこちらに気づいていないようであれば、静かに立ち去りましょう。また、距離が近い場合は、視線をそらさずゆっくりと後退してください。

(3) 持ち物を取られたら

リュックサックなどの持ち物を取られたときは、あきらめましょう。

※注 意：野生のヒグマとの遭遇については様々なケースがあり、これで絶対安全という対処方法はありません。ここに示した内容については、調査研究や経験から有効と考えられている方法です。野山に出かける際には細心の注意をお願いします。

なお、野山でヒグマに遭遇したり、足跡などの痕跡を見つけた場合は、各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係や地元市役所・町村役場などに情報をご提供ください。

参考ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/higuma/kihon.htm>

【問い合わせ】

環境生活部環境局生物多様性保全課動物管理グループ

電 話 011-204-5205

FAX 011-232-6790

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－４ ヒグマに餌をあげないでください

北海道では、人の生命又は身体に直接被害を与える危険性の高いヒグマを作りだし、人とヒグマとの共存を困難にし、道内の生物の多様性に著しい影響を及ぼす行為として、北海道生物の多様性の保全等に関する条例で、ヒグマに餌をあげることを禁止しております。違反すると、行為の中止等の勧告や氏名等の公表の対象となります。

【問い合わせ】

環境生活部環境局生物多様性保全課動物管理グループ

電 話 ０１１－２０４－５２０５

FAX ０１１－２３２－６７９０

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－５ 自然公園等における自動車、スノーモビル、モーターボートなどの乗入れ規制について

自然環境がすぐれた地域でのオフロード車やスノーモビルなどの無秩序な使用による動植物の生息・生育環境への悪影響を防止するため、国立公園、国定公園、道立自然公園の一部の区域と原生自然環境保全地域では「自動車等」の乗入れが規制されています。

- 自動車等の乗入れが規制される地区(道路、広場、田、畑、牧場、宅地を除く)
 - ・ 国立公園、国定公園の「特別保護地区」
 - ・ 国立公園、国定公園及び道立自然公園の「車馬等乗入れ規制地区」
 - ・ 自然環境保全法に基づく「原生自然環境保全地域」

※道内の自然環境を保全するため、上記の規制区域以外にも国有林などで乗入れの規制等がなされている場所があります。

- 乗入れ規制の対象となる自動車等（主なもの）
 - ・ 自動車、オートバイ、スノーモビル、自転車、荷車、馬など
 - ・ 動力船（モーターボートなど（2馬力以下の船外機や電気推進機を含む））
 - ・ 航空機、ヘリコプターなど

- 参考ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/hureai/noriirekisei/top.htm>

【問い合わせ】

- ・ 国立公園及び原生自然環境保全地域に関すること
 - ・ 環境省北海道地方環境事務所国立公園課
電話 011-299-1953
 - ・ 各国立公園の環境省自然保護官事務所
- ・ 国定公園、道立自然公園に関すること
 - ・ 環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ
電話 011-204-5204
 - ・ 各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課
自然環境係又は主査(自然環境)

環生一6 自然公園内の規制について

国立公園、国定公園及び道立自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するために指定されています。そのため、自然公園区域内での産業活動などに伴う行為に対しては、様々な制限があります。

例えば、次のような行為を行う場合は、許可や届出が必要です。

- 建物や道路などの工作物の新築や増・改築
- 木竹の伐採や高山植物の採取
- 土や砂利などの採取
- 看板などの広告物や記念碑の設置
- 土地の形状を変える行為 など

また、自然公園の一部には、動植物の生息・生育環境への悪影響を防止するため自動車やスノーモビル、モーターボートなどの乗り入れが規制されている地区があります。

○ 参考ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouenkisei2807.pdf>

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/hureai/noriirekisei/top.htm>

【問い合わせ】

- 国立公園に関すること
 - 環境省北海道地方環境事務所国立公園課
電話 011-299-1953
 - 各国立公園の環境省自然保護官事務所
- 国定公園、道立自然公園に関すること
 - 環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ
電話 011-204-5204
 - 各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課
自然環境係又は主査(自然環境)
(野幌森林公園は、北海道博物館総務部主査(公園利用))

環生一7 山岳環境の保全について

登山をされる皆様へ

～美しく豊かな北海道のやまなみを未来に引き継ぐために～

自然豊かな北海道の山岳環境では、本州以南では生息しない北方系の野生動物や北海道だけにしか生育しない希少な高山植物などが見られます。

しかし、近年の登山ブームによる登山者の増加に伴い、北海道の一部の地域では、登山道から外れての植物の踏みつけ、登山の記念に「つい、一株」といった摘み取りや株ごと持ち出す盗掘、し尿やティッシュペーパーの散乱が目立つなど、環境の悪化が進んでいます。登山をされる方は、ひとりひとりがルール・マナーを守り、美しく豊かな北海道のやまなみを守りましょう。

また、最近、自然公園の公共施設の看板や道標などに落書きがなされているのが見受けられますので、絶対に落書きはやめてください。

1 携帯トイレを携行しましょう

道内の多くの山は、自然公園などに指定され、自然環境や風致景観の保護が図られています。山岳地域では、自然保護や立地条件などの面から、トイレの整備が行き届いていません。登山に際しては事前に用を済ませるとともに、長時間の山行には携帯トイレを携行するなどして、山岳環境の保全に心がけましょう。

2 ゴミを持ち帰りましょう

山岳地域では、ゴミの回収に多くの労力を要します。また、生ゴミなどを投棄すると、野生動植物の生態にも悪影響を与えます。持ち込んだものはすべて持ち帰りましょう。

3 自然への気くばりを・・・

登山道を外れて歩くと、高山植物などを傷めるとともに、踏みあとが広がることで登山道周辺の崩壊を促すこととなります。山岳地域の厳しい環境では、いったん損なわれた自然はなかなか回復できません。ひとりひとりが山への思いやりの気持ちを持ちましょう。

4 動植物をとったり、傷つけたりしてはいけません

山岳地域には高山植物をはじめ希少な動植物が生息・生育しています。一度失われると取り戻すことは困難です。「少しくらい、ひとりくらい」といった軽い気持ちで、山岳環境に重大な影響を与えてしまいます。大切な自然を守りましょう。

5 外来種の種子を持ち込まないようにしましょう

外来種の侵入・拡散を防ぐため、靴裏を洗うなど、外来種の種子を持ち込まないようにしましょう。

6 登山の準備は入念に・・・

本州よりも高緯度にある北海道では、2千メートル級の山でも本州の3千メートル級の山に相当する気象条件にあるといわれています。また、本州にあるような食事や寝具を提供する山小屋はありません。登山に際しては、事前に現地の状況を把握し、十分な装備を整えるとともに、入山時には必ず入山届、登山届を提出しましょう。

また、火山に関する情報は気象庁ホームページ：火山登山者への情報提供

http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/activity_info/map_0.html

7 避難小屋の利用の際は・・・

登山行程において安全確保等のためにやむを得ず避難小屋を利用する場合は次のことに留意して登山のマナーとモラルを守り、安全で快適な登山を楽しみましょう。

- 荷物の整理整頓を徹底し、利用者相互が譲り合って使用しましょう。
- 先乗りしての場所取り行為は絶対に行わないようにしましょう。
- 利用後はゴミは持ち帰り、清潔の保持に努めましょう。

○ 参考ホームページ

北海道環境生活部環境局生物多様性保全課

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/sangaku.htm>

【問い合わせ】

環境生活部環境局生物多様性保全課自然公園グループ

電話 011-204-5204

FAX 011-232-6790

環境生活部環境局生物多様性保全課生物多様性戦略グループ

電話 011-204-5987

FAX 011-232-6790

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－８ 「セイヨウオオマルハナバチバスターズ」の募集

国外から輸入されたセイヨウオオマルハナバチは、ハウスでのトマト栽培などで受粉作業の省力化や農作物の品質向上のために貢献してきましたが、外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されたことから、個体がハウスから逃げださないようネットを張るなどの対策により、野生化の防止が義務づけられています。

しかし、既に野生化した個体が全道各地で確認されており、在来種のハチとの競合など生態系への悪影響が懸念されていることから、計画的な監視や捕獲活動が必要となっています。

このため道では外来生物法に基づく「防除実施計画」を策定し、本道固有の生物多様性の保全を図るために防除活動を展開しています。この活動にボランティアとして参加していただける方を「セイヨウオオマルハナバチバスターズ」として募集し、「防除従事者証」を発行するとともに、捕獲を行う際には「腕章」を貸し出すこととしていますので、関心のある方はお問い合わせください。

参考ホームページ

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/alien/seiyo/seiyo_top.htm

【問い合わせ】

○セイヨウオオマルハナバチバスターズ

北海道環境生活部環境局生物多様性保全課生物多様性戦略グループ

電 話 ０１１－２０４－５９８７

FAX ０１１－２３２－６７９０

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生一〇 外来種による被害を防止するために一 (外来種は「入れない」、「捨てない」、「拡げない」)

外来種とは、アライグマやウチダザリガニなど、生物本来の移動能力を超えて、国内・国外の他の地域からペットや産業利用などのため、人によって導入された生物種です。

近年、この外来種が地域固有の生態系などに大きな脅威となる事例が、国内外でクローズアップされており、これら外来種による被害を防止するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）が制定され、平成17年6月から施行されています。

外来種のうち、生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす（または、おそれのある）侵略的な外来種については、外来生物法に基づき「特定外来生物」に指定され、原則として、飼養、栽培、保管及び運搬が禁止されています。

詳しくは、環境省のホームページ (<http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>) をご覧ください。

また、道では、北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づき外来生物法で対象としていない国内由来の外来種を含む12種（詳しくは、下記のホームページを参照してください）を「指定外来種」に指定し、野外に「指定外来種」を放つ行為などを禁止しました（平成28年6月19日施行）。

なお、「特定外来生物」や「指定外来種」などに指定されていない外来種であっても、生態系などに影響を及ぼす場合があります。動物や植物など外来種は「入れない」、「捨てない」、「拡げない」が基本です。

北海道の外来種対策については、生物多様性保全課のホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/index.htm>) をご覧ください。

【問い合わせ】

○外来生物法について

環境省北海道地方環境事務所 野生生物課
電 話 011-299-1954

○指定外来種及び道内の外来種の実態について

北海道環境生活部環境局生物多様性保全課生物多様性戦略グループ
電 話 011-204-5987
FAX 011-232-6790

環生－10 外来種による被害を防止するために－2 (アライグマを目撃した場合には、市町村へ通報してください)

本道では、外来種であるアライグマが野生化し、道内各地で目撃されており、農業等被害が拡大しているほか、釧路湿原や知床など重要な自然地域においても生息が確認され、野鳥の卵やザリガニなど節足動物を捕食することなどによる生態系への影響、感染症の媒介などによる人の健康への被害が懸念されています。

アライグマは繁殖力が強く、現状をそのまま放置すると、生態系への被害など取り返しのつかない事態を招くおそれがあることから、道や市町村などでは、最終目標である「野外からの排除」を目指し、アライグマの捕獲などの取組を実施しています。

豊かな本道の自然環境を保全するため、皆様のご理解をお願いします。

また、アライグマは、住宅の屋根裏や物置、畜舎などにも棲み着く可能性があります。

アライグマを見つけた場合には、餌付けなどを行わずに、お住まいの市町村へ連絡してください。

参考ホームページ：

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/alien/araiguma/araiguma_top.htm

【問い合わせ】

環境生活部環境局生物多様性保全課生物多様性戦略グループ

電 話 011-204-5987

FAX 011-232-6790

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－11 動物を遺棄することは犯罪です

犬や猫などの愛護動物を遺棄することは、動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項の規定により、100万円以下の罰金を科せられる「犯罪」にあたります。

やむを得ない事情で愛護動物の飼育が困難な場合は、知人・友人に新しい飼い主を紹介してもらったり、ポスターを掲示して飼い主を募集するなど、自ら新しい飼い主を探すことが飼い主の責務です。

参考ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/aigo/sutepet.htm>

【問い合わせ】

環境生活部環境局生物多様性保全課動物管理グループ

電 話 011-204-5205

FAX 011-232-6790

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－12 ペット動物に所有者明示措置を徹底しましょう (マイクロチップの装着をお勧めします)

動物愛護法及び条例では、ペット動物の飼い主に、その動物が自分の所有であることを明らかにするための措置（所有者明示措置）を講じるよう定めています。

所有者明示措置の方法としては、首輪などで飼い主の氏名や連絡先がわかるようにしておくことが一般的ですが、個人情報保護の観点などから必ずしもこれらの措置が徹底されません。

このために、迷い犬や猫などを収容している道や市町村では、飼い主がわからないために多くの犬・猫を処分せざるを得ない状況となっており、その数は全道で毎年約2千頭にも及びます。

また、平成12年の有珠山噴火災害では、避難などで飼い主と離ればなれになり、飼い主のもとに戻れない犬・猫が多くいました。

このような状況を改善するため、平成17年6月に動物愛護法が改正され、ペット動物への所有者明示を推進することとなりました。

所有者明示の方法として推奨されているのが、「マイクロチップ」の装着です。

マイクロチップは、直径約2mm、長さ12mmほどの小さなICチップで、注射器で動物の皮下に埋め込みます。

装着時以外に痛みはなく、生涯脱落せず、人為的に取り外すこともできないので、動物の所有者明示措置として世界中で使用され、国内でも140万頭以上の犬猫に使用されています。

マイクロチップには世界中でただ一つの番号が記録されており、装着した動物に保健所や動物病院等で読み取り機をかざし、読み取った番号から飼い主がわかる仕組みなので、個人情報も保護されます。

道では、収容された犬・猫ができるだけ飼い主のもとに戻れるように、平成18年から、すべての道立保健所・支所で犬・猫のマイクロチップの読み取りを行っています。

ペット動物が飼い主といつまでも幸せに暮らせるように、マイクロチップの装着をお勧めします。

マイクロチップの装着をご希望の方は、最寄りの動物病院にご相談ください。

【問い合わせ】

環境生活部環境局生物多様性保全課動物管理グループ

電話 011-204-5205

FAX 011-232-6790

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－13 新しい飼い主探しネットワーク事業について

北海道では、各道立保健所で引き取った犬・猫にできるだけ生存の機会を与えるため、「新しい飼い主探しネットワーク事業」を実施しています。この事業は、各総合振興局・振興局が、犬・猫を飼いたいと希望する方をあらかじめ登録しておき、引き取った犬・猫の性別などの情報と登録者の希望を照合して、最適な飼育者をコーディネートし、犬・猫を譲渡するものです。新しい飼い主になるには、毎日の世話ができるか、猫は室内で飼えるか、愛情を持って最後まで飼い続ける意志があるかなどの条件を満たしていることが必要です。少しでも多くの命を救うため、これから犬・猫を飼いたいと考えている方は、ご協力をお願いします。譲り受けの申し込み方法などについては、最寄りの総合振興局・振興局環境生活課へお問い合わせください。

参考ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sizenhome/henkanjyouto.htm>

【問い合わせ】

環境生活部環境局生物多様性保全課動物管理グループ

電 話 011-204-5205

FAX 011-232-6790

各総合振興局・振興局保健環境部環境生活課自然環境係

環生－14 北海道地球温暖化防止活動推進員の派遣制度について ～異常気象や省エネ！推進員がお伝えします～

最近の異常気象について知りたい！お得な省エネ情報を知りたい！と考えている方にお知らせです。

北海道には、地域や自治体での勉強会、学校での環境学習、企業での社員研修会などへの講師の無料派遣や、温暖化に関するセミナーやシンポジウムなどについて企画段階からアドバイスをする地球温暖化防止活動推進員派遣制度があります。

推進員は、知事が委嘱した地域の温暖化問題のエキスパート。ご自身の知識や活動経験を生かし、『温暖化のこと』『暮らしの中で私たちができること』をわかりやすく皆さんにお伝えします。

推進員の派遣を希望される方(会合等主催者)は、最寄りの総合振興局・振興局環境生活課にお気軽にご相談ください。

詳しくは、<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/suishinin.htm>をご覧ください。

推進員派遣制度のお申し込み先

～各総合振興局・振興局環境生活課地域環境係窓口～

空知	0126-20-0041	石狩	011-204-5822
後志	0136-23-1352	胆振	0143-24-9575
日高	0146-22-9252	渡島	0138-47-9437
檜山	0139-52-6493	上川	0166-46-5920
留萌	0164-42-8432	宗谷	0162-33-2920
林-岬	0152-41-0628	十勝	0155-26-9027
釧路	0154-43-9152	根室	0153-23-6821

【お問い合わせ先】

環境生活部環境局低炭素社会推進室

電話 011-231-4111 (内線24-235)

直通 011-204-5189

FAX 011-232-1301

環生－15 安全・安心どさんご運動に参加しましょう

道内における、平成29年7月末の刑法犯認知件数は、16,080件で、前年同期と比べると2,404件減少しています。

しかし、特殊詐欺、子供や女性に対する犯罪、車上ねらい、タイヤ盗難など、私達の身近なところで起こる犯罪が発生しており、決して安心できる状況にはありません。

道では、道民の方々が安全で安心して暮らせる犯罪のない地域づくりを進めていくために、「安全・安心どさんご運動」を推進しています。

この運動は、防犯に限らず、交通安全や防災、教育などの幅広い分野に関わる機関・団体及び道民の皆さんの自主的な活動を通じて、人や地域、社会の絆を強め、コミュニティの力を高めることにより、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を築いていこうとする道民運動です。

○推進主体 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議
(事務局：道、道警察、道教委)

○重点取組

- ①子どもの安全を見守る運動
- ②あいさつ、みまもり、たすけあい運動

「あいさつ」は、最も身近で、誰もが実践できるコミュニケーションのきっかけとなり、「あいさつ」はやがて、人と人との絆や信頼関係を強め、犯罪を寄せつけない地域づくりに効果を発揮します。

いつでも、どこでも、誰にでもできる「あいさつ」からはじめてみませんか。

【問い合わせ】

環境生活部くらし安全局道民生活課安全安心グループ

電 話：011-231-4111

FAX：011-232-4820

環生－16 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の防止

道内における平成29年7月末現在の特殊詐欺の認知件数は153件で、前年同期と比較して44件増加し、被害額については、約3億1,700万円と前年同期と比べ約8,500万円増加しています。

手口別にみると、身内などになりすますオレオレ詐欺や郵送やメールで、アダルトサイトの登録料金が未払いであるなど架空の事実を口実にして料金を請求する架空請求詐欺が多数を占めています。

被害に遭われた方の年齢層について、高齢者（65歳以上）の割合は、全体の約6割を占めており、憂慮すべき状況にあります。

道民一人ひとりが被害に遭わないように注意するとともに、家庭や職場、地域の中でお互いが声を掛け合い、「振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺」の被害をなくしましょう。

特殊詐欺とは

被害者と対面せず、架空・他人名義の預貯金口座や携帯電話等を利用し、現金等をだまし取る詐欺の総称をいい、振り込め詐欺も含まれています。

◇振り込め詐欺以外の特殊詐欺の例◇

○ 金融商品等取引の詐欺

架空又は価値の乏しい未公開株、社債等の有価証券、外国通貨等について、電話やダイレクトメール等により虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと誤信させ、購入を申し込んできた被害者に有価証券等の購入名目で現金を口座に振り込ませるなどの手口

○ ギャンブル必勝情報提供の詐欺

不特定多数の者が購読する雑誌に「パチンコ打ち子募集」等と記載したり、不特定多数の者に対して同内容のメールを送信するなどし、これに応じて会員登録等を申し込んできた被害者に対して、パチンコ攻略法等の虚偽の情報を提供するなどした上で、会員登録料や情報料の名目で現金を口座に振り込ませるなどの手口

○ 異性との交際あっせんの詐欺

不特定多数の者が購読する雑誌に「女性紹介」等と記載したり、不特定多数の者に対して同内容のメールを送信するなどし、これに応じて女性の紹介等を求めてきた被害者に対して、女性に関する虚偽の情報を提供するなどした上で、会員登録料や保証金等の名目で現金を口座に振り込ませるなどの手口

◇ 落ち着こう、振り込む前に相談を

「電話番号が変わった」「先に保証金を支払え」「必ずもうかる」は詐欺

振り込め詐欺は、被害者の弱みや親子の情愛などにつけ込んで被害者をだまし、現金を振り込ませる悪質な犯罪です。

不審な電話がかかってきたり、身に覚えのないメール等が送られてきたら、警察や家族に相談しましょう。

被害防止のポイント

- 「電話番号が変わった」という電話は詐欺です。必ず変更前の電話番号に電話を掛けてみましょう。
- 万が一被害に遭った場合にも被害額を最小限にするために、一日当たりのATM利用限度額を引き下げるようにしましょう。
- 「留守番電話作戦！」
在宅している時も物理的に犯人からの電話を遮断するためにも留守番電話に設定しましょう。
- オレオレ詐欺は、主婦や高齢者の子どもや孫への親愛の情を逆手に取る犯罪です。家族間で相互に連絡を取り合い「家族の絆」で被害を防止しましょう。

【問い合わせ】

環境生活部くらし安全局道民生活課安全安心グループ

電話：011-231-4111（直通）

FAX：011-232-4820

環生－17 車上ねらいに注意！

車内から金品を盗んでいく「車上ねらい」は、一年を通じて発生しており、車内にバッグ等を置いていけば、貴重品が入っていないなくても犯人はガラスを割ってその中身を確認します。

被害防止のため、車両を離れる際は、確実に鍵をかけるとともに車内にバッグなどを置かないように心がけましょう。

被害防止のポイント

- ◇ 車内に貴重品やバッグなどを放置しない
（泥棒は物があれば何でも盗んでいきます）
- ◇ 車を離れるときは短時間でも必ず施錠する
（泥棒はドアを開けて遠慮なく物を盗んでいきます）
- ◇ 明るく人目につく駐車場を利用する
（泥棒が仕事をしやすい場所は要注意！）

【問い合わせ】

環境生活部くらし安全局道民生活課安全安心グループ

電話：011-231-4111（直通）

環生－18 自転車盗難の防止

通学や通勤、買い物などに自転車を利用する機会が増える一方、大切な自転車が盗まれる被害の発生も後を絶ちません。

昨年の道内における自転車盗の認知件数は、前年と比べ減少していますが、依然として高水準で発生しています。

平成27年の道内における自転車盗難の月別認知状況では、雪解けと新学期が重なる4月から増加し、10月まで増加傾向が継続しております。

自転車の盗難防止のために、「ツーロック（シリンダー型馬蹄錠とワイヤー錠などによるツーロック）」と、万が一、盗まれた場合に早期に発見し被害の回復を図るために役立つ自転車防犯登録の徹底をお願いします。

- ◇ わずかな時間の駐輪でも必ずツーロックを！
- ◇ 自宅敷地内でも油断せずツーロックを！
- ◇ 防犯性能の優れた錠（シリンダー型馬蹄錠など）を使用する。
- ◇ 自転車防犯登録を確実にを行い、防犯登録ステッカーを貼付する。
- ◇ 見通しの良い管理された駐輪場にとめる。

【問い合わせ】

環境生活部くらし安全局道民生活課安全安心グループ

電 話：011-204-5211（直通）

FAX：011-232-4820

環生－19 犯罪被害にあったときには

北海道では、犯罪により被害にあわれた方やご家族の方の相談に応じ、必要な情報提供等を行う相談窓口を設置しています。

被害にあったときには、一人で悩まないで、ご相談ください。
相談は無料です。（通話料はかかります。）

○北海道犯罪被害者等総合相談窓口

（公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 北海道被害者相談室）

- ・電話相談受付 平日 10時～16時（12/29～1/3を除く）
（ファクシミリ・メール相談は24時間受け付けています。）

- ・電話相談 011-232-8740

- ・ファクシミリ 011-211-8151

- ・メール相談

（公社）北海道家庭生活総合カウンセリングセンターのホームページをご覧ください。
メール相談の入力フォームとファクシミリの相談用紙があります。

http://www.counseling.or.jp/contents/introduction/introduction_02.html#

01

- ・面接相談 上記の電話にお申し込みください。

【問い合わせ】

環境生活部くらし安全局道民生活課安全安心グループ

電話：011-204-5211（直通）

FAX：011-232-4820

環生-20 性暴力被害にあったときには

性暴力被害者支援センター北海道（通称：さくらこ SACRACH）では、性暴力の被害にあ

われた女性の相談に応じ、必要な支援を行う相談窓口を開設しています。

被害にあったときには、一人で悩まないで、ご相談ください。

相談は無料です。（通話料はかかります。）

○性暴力被害者支援センター北海道（通称：さくらこ SACRACH）

- 電話相談受付 平日 13時～20時（12/29～1/3を除く）
- 電話相談 050-3786-0799
サーナヤムなオンナキョウキョウ
- 面接相談 上記の電話にお申し込みください。
- 付添支援 電話又は面接相談をご利用の方には、関係機関（医療機関、弁護士、警察、行政機関など）への付き添い支援を行います（札幌市及びその近郊に限ります）。
- 協力機関の紹介 産婦人科、精神科、弁護士等、性被害を理解している協力機関へご紹介します。

詳しくはホームページをご覧ください <http://sacrach.jp>

【問い合わせ】

環境生活部くらし安全局道民生活課安全安心グループ

電話：011-204-5211（直通）

FAX：011-232-4820

環生一21 安全は交通ルールの遵守とゆとりから ～輸送繁忙期の交通事故防止～

例年、これからの時期は、農作物等の収穫期に当たるため、郊外や幹線道路ではトラックなどの大型貨物車両による輸送が増加し、これに伴う交通事故の発生が心配されます。

また、日ごと日没が早くなるため、特に夕暮れ時から夜間にかけては見通しが悪くなり、自動車の運転者の見落としや発見の遅れから、歩行者や自転車利用者が被害に遭う交通事故が増加する傾向にあります。

一人ひとりが交通ルールの遵守、思いやりのあるマナーの実践を心がけるとともに、気象・路面変化に応じた運転を行い、交通事故の発生を防ぎましょう。

[ドライバー、同乗者の皆さんへ]

- 「疲れ」を感じた時は、運転を中断して休憩し、居眠り運転やうっかりぼんやり運転による交通事故を防止しましょう。
- 速度の抑制、車間距離の十分な確保を心がけ、常に危険に対応できる運転をしましょう。
- シートベルトはもしもの時の命綱です。
「近所までだから」、「慣れている道だから」と油断せず、後部座席を含めたすべての座席でシートベルトを必ず着用しましょう。
また、6歳未満の幼児を乗車させるときは、必ずお子様の体格にあったチャイルドシートをしっかりと取り付け、ゆるみなどが生じないようにきちんと着用させましょう。
- デイ・ライト（昼間点灯）は自らの車の存在を他の車両や歩行者、自転車の利用者に目立たせることにより、交通事故の防止を図る効果が期待できることから、率先して実践しましょう。
- 飲酒運転は重大な交通事故につながります。飲酒が予想される場所には車で出掛けないようにしましょう。
また、周りの皆さんも飲酒した人が車を運転することのないよう注意しましょう。

[歩行者、自転車の利用者の皆さんへ]

- 夜間に外出するときは、明るい色の服装と反射材を着用しましょう。
- 次の自転車安全利用五則を守り、自転車の安全利用に努めましょう。
 - 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
 - 2 車道は左側を通行
 - 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - 4 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子供はヘルメットを着用

- 道路を横断しようとしている子供や高齢者を見かけたときは、積極的に声をかけるなど、安全に誘導してあげましょう。
- 道路やその付近で遊ぶ子供を見かけたときは、安全な場所で遊ぶように声をかけ子供を交通事故から守りましょう。

【問い合わせ】

環境生活部くらし安全局道民生活課交通安全グループ

電 話：011-204-5219（直通）

FAX：011-232-4820

環生-22 交通事故相談所をご利用ください

交通事故相談所では、専門の相談員が交通事故で困っている方々のご相談に応じています。相談は、電話、面接（予約制）、文書等で受け付けています。

○ 北海道交通事故相談所

電話 — { 011-204-5220（直通）
050-3533-4703（直通）※札幌市、江別市、北広島市、
南幌町以外にお住まいの方は
こちらの方が割安料金です。

FAX：011-232-7452

相談時間：月～金曜日 午前9時～午後5時 （受付時間：午前9時～午後4時30分） 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁1階

なお、次の総合振興局でも巡回相談（面接）を実施しますので、日程等につきましては環境生活部くらし安全局道民生活課ホームページでご確認いただくか各総合振興局へお問い合わせください。（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/kat/index.htm>）

総合振興局	住 所	問い合わせ電話
空知総合振興局	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目 保健環境部環境生活課	(0126) 20-0044
渡島総合振興局	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16 保健環境部環境生活課	(0138) 47-9435
上川総合振興局	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目 保健環境部環境生活課	(0166) 46-5923
オホーツク総合振興局	〒093-8585 網走市北7条西3丁目 保健環境部環境生活課	(0152) 41-0783
釧路総合振興局	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2-54 保健環境部環境生活課	(0154) 43-9151
十勝総合振興局	帯広市東3条南3丁目 保健環境部環境生活課 ※弁護士相談は実施しておりません。	(0155) 26-9249

【総合問い合わせ】

環境生活部くらし安全局道民生活課交通安全グループ

電 話：011-204-5219（直通）

FAX：011-232-4820

環生-23 青少年の安心安全なスマートフォン等の利用について

近年、スマートフォンやタブレット等（以下「スマートフォン等」という。）を使用したオンラインゲームやSNSなどのコミュニティサイトの利用をきっかけとして犯罪被害に遭う青少年が増加しています。また、インターネットの過度の利用により生活習慣に悪影響を及ぼす、いわゆる「ネット依存」が社会問題となっています。

保護者の皆さまにおいては、お子さまが安全に安心してスマートフォン等を利用できるように、フィルタリングサービスの利用を徹底するとともに、日ごろからインターネットの危険性などについて家族で話し合い、深夜の時間帯は使用しないなどの家庭内のルールづくりに努めましょう。

- ◆ インターネットを介した犯罪や有害情報から子どもたちを守るため、保護者の皆さまが、インターネットの利用に潜む危険性を認識するとともに、ネット上に溢れる有害情報についての理解を深めることが必要です。
 - ◆ お子さまにスマートフォン等を持たせる時は、事前にインターネット利用に潜む危険性を子どもたちにしっかりと理解させ、特定の時間帯は使用しない、使用する際は居間で使用するなど、家庭内のルールづくりに努めましょう。
 - ◆ また、契約の際には、携帯電話事業者等が提供するフィルタリングサービスや無線LAN（Wi-Fi）接続に対応したフィルタリングソフトを利用し、インターネット上の有害情報へのアクセスや、犯罪被害を予防しましょう。詳しくはホームページをご覧ください。
- フィルタリングに関する情報は・・・
携帯電話等のフィルタリングについては、各携帯電話事業者にお問い合わせください。
- 安全なインターネット利用に関する情報は・・・
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/seisyonen/conso/u-gai-top.htm>
- 北海道青少年健全育成条例に関する情報は・・・
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/seisyonen/ikusei/jyoureinokaisei.htm>

【問い合わせ先】

環境生活部くらし安全局道民生活課青少年グループ
電 話 011-204-5663（直通）
FAX 011-232-4820

環生-24 「男女平等参画社会」を実現しましょう

ジェンダーとは・・・

男女の生物学的な性別ではなく、「女らしさ、男らしさ」や「男は仕事、女は家庭」といった、社会的、文化的につくられた性別意識をいいます。

例えばこのように考えたこと（経験したこと）はありませんか？

<学校では>

- ・女の子は優しく、男の子はたくましく育てた方がよい。
- ・「男のくせにメソメソするんじゃない！」と言われた。
- ・「男子が先で当たり前」と何となく思っていた。
- ・教室に花を生ける係は女子がするべきだ。
- ・赤いランドセルは女の子が、黒いランドセルは男の子が持つものだ。
- ・保育士や看護師は女性の仕事であり、男性には向いていない。



○「たくましさ・優しさ」などの性質は、女の子にも男の子にもある性別に関わらない個性です。子どもたちが自分の能力や個性を発揮して様々なことにチャレンジできる環境をつくるのが大切です。

また、固定観念で性別による職業の向き、不向きを子どもたちに押しつけると、個人の生き方を狭め、能力を発揮するチャンスを奪ってしまうかもしれません。一人ひとりの個性や能力に合った生き方ができるよう、固定的な意識が障害とならないようにしましょう。

<家庭では>

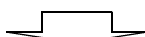
- ・家族の介護は妻の役割だ。
- ・父親は一家の中心だから、大黒柱として家庭を支えるのは当然だ。
- ・世帯主が父親なのは当たり前だ。
- ・結婚したら、妻は夫の姓を名のるべきだ。
- ・男性が洗濯物を干したりスーパーで買い物をするのは格好悪い。



○家庭での仕事を一人に押しつけると、心理的負担は増大します。家庭生活を営むうえで女性にとっても男性にとっても家事は大切な仕事です。性別によって能力や役割を決めつけず、家事・育児・介護など家族みんなで協力して行いましょう。

<職場では>

- ・育児休業を取りたくても「奥さんがいるのに何で君が？」と取れなかった。
- ・「男は弱音を吐くべきでない」との思いから、悩み事を相談できずにいた。
- ・女性しか事務所にいないと「だれもいないのか？」と言う。
- ・「女性にはまかせられない」「うちの女の子」などと言う。



○育児休業は女性も男性も取得できます。

職務分担の固定化は、意欲と能力を持ち合わせた個人の活躍の場を狭めてしまいます。

男女が協力して双方の視点を活かし、個人の能力を十分に発揮できる職場にしましょう。

育児・介護等に関わることで仕事と家庭・地域活動等バランスの取れた生活を送ることができます。

<地域では>

- ・ 会合などでお茶を入れるのは女性だ。
- ・ 行事などでは女性が料理や会場の準備、後片付けなどをする人が多い。
- ・ 自治会の役員は、男性が務めることが多い。
- ・ 葬式の喪主は男性が務める。



○地域の活動で何気なく女性と男性の役割が決まっていますか？性別にとらわれず、さまざまな人が活動に参加し、意見が反映されることにより、活力ある住みよいまちづくりが進みます。

また、慣習やしきたりの中にはジェンダーと思われるものが少なくありません。時代に合わせて、慣習やしきたりも柔軟に変化させていきましょう。

※男女平等参画社会とは

男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的、文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

【お問い合わせ先】

環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室男女平等参画グループ

電話 011-204-5217 (直通)

FAX 011-232-4820

環生-25 配偶者等からの暴力に悩んでいませんか

たとえ相手が、夫や妻など身近な関係にあったとしても、暴力は犯罪です。他人ではないから何をしてもいいという理由で見過ごされてしまいがちですが、どんな間柄でも暴力は許されません。

相手の暴力を、自分のせいだと思いこんでしまう場合があります。「私が悪いから…」などと自分を責めないでください。

恥ずかしいことと思ったり、家族に迷惑がかかると気にすることにより、被害が表に出にくくなることがあります。さらに子どもに及ぼす影響は計り知れません。

一人で悩まずに相談しましょう。

《配偶者暴力相談支援センター》

道立女性相談援助センターのほか、道庁及び各総合振興局・振興局では、配偶者暴力被害者のご相談に応じ、一時保護など必要な情報の提供やカウンセリング等関係専門機関の紹介を行っています。

道立女性相談援助センターでは、被害者などの一時保護やカウンセリングも行っており、緊急の一時保護は夜間・休日も対応しています。

○道立女性相談援助センター

相談電話 011-666-9955

※相談時間は、月～金 9時～17時 / 17時30分～20時

土日祝 9時～17時（年末年始除く）

○北海道環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室男女平等参画グループ

相談電話 011-221-6780

※相談時間は、月～金 9時～17時（祝日・年末年始を除く）

○各総合振興局・振興局（保健環境部環境生活課）

空知総合振興局 電話 0126-25-5648 上川総合振興局 電話 0166-46-5081

石狩振興局 電話 011-232-4760 留萌振興局 電話 0164-43-0011

後志総合振興局 電話 0136-22-5838 宗谷総合振興局 電話 0162-33-3399

胆振総合振興局 電話 0143-22-5286 十勝総合振興局 電話 0152-45-0500

日高振興局 電話 0146-22-2921 十勝総合振興局 電話 0155-26-9029

渡島総合振興局 電話 0138-47-5789 釧路総合振興局 電話 0154-41-1110

檜山振興局 電話 0139-52-5785 根室振興局 電話 0153-24-5756

※相談時間は、月～金 9時～17時（祝日・年末年始を除く）

○その他専用電話

※DV被害男性は、下記の電話でも相談できます。

011-661-3210 【月～金 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)】

【お問い合わせ先】

環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室男女平等参画グループ

電 話 011-204-5217 (直通)

FAX 011-232-4820

環生－26 北海道男女平等参画苦情処理委員制度について

1 制度の概要

北海道における男女平等参画社会を実現するため、「北海道男女平等参画推進条例」に基づき、「北海道男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）」男女各1名を任命しています。

この苦情処理委員（弁護士・人権擁護委員）は、道民や事業者からの男女平等参画に関する苦情等の申し出を、個人のプライバシーの保護に十分留意しながら、公平・中立な立場で適切な助言を行う、いわゆる相談機能を持つほか、男女平等参画に係る道の施策について、関係する道の機関に対し、参考となる苦情処理委員個人の所見を述べることにより、道の機関の自主的な改善を促すという機能を持つ第三者機関です。

なお、上記の「道の施策」とは、道の機関が行う業務のうち、道民等を対象にした様々な分野における男女平等参画に関する施策のことをいい、個々の道職員の言動、個々の道民等に対して行った許認可、審査、取締、紛争処理又はこれらに類する行為などは含まないこととしています。

2 申出方法

苦情等の申出を行う場合、次の事項を記載した書面を提出してください。

- ① 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- ② 申出の内容及び理由
- ③ 上記①及び②のほか、調査等にあって参考となるべき事項

3 申出・問い合わせ窓口

郵送・FAX、インターネットで申し出てください。（匿名、電話での申し出は受けていません。）

環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室男女平等参画グループ

FAX 011-232-4820

ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/djb/index.htm>

各総合振興局・振興局（保健環境部環境生活課）

【お問い合わせ先】

環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室男女平等参画グループ

電話 011-204-5217（直通）

FAX 011-232-4820

環生一27 女性の活躍支援センターについて

女性の活躍支援センターは、女性の就業や起業、子育て、介護など様々なライフステージにおける悩みに対し、幅広い経験を持つ女性支援員などが、コンシェルジュとして支援機関や支援制度を紹介するなど面談や電話により相談支援を行います。

また、相談内容に応じて検討チームを組み、問題解決に取り組みます。

○ 女性の活躍支援センターの概要

場所 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 6階

相談時間 月火木金 10時～16時 水土 10時～13時
(休館日 日祝、年末年始)

相談電話 011-204-5711

相談FAX 011-232-8972

○ 女性の活躍ポータルサイト

- ・ 北の女性☆元気・活躍・応援サイト
<http://www.l-north.jp/katsuyaku/>

○ フェイスブック

- ・ 北の女性★元気活躍交流ひろば（交流グループ）
<https://www.facebook.com/groups/998064940258291/>

【お問い合わせ先】

環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室活躍推進グループ

電話 011-206-6954（直通）

FAX 011-232-4820

環生一28 「北海道博物館」10月行事のご案内

◇北海道博物館第9回企画テーマ展

「弥永コレクション」

会期：10月20日（金）～11月26日（日）

会場：北海道博物館2階特別展示室

観覧料：無料

※総合展示室も観覧される場合は別途料金が必要

内 容：弥永北海道博物館を運営していた弥永芳子氏から寄贈を受けた砂金等の鉱物、アイヌ民族資料、考古遺物、絵画、文書、貨幣、貝などの貴重なコレクションを一堂に公開し、当館に弥永資料が寄贈されたことを広く道民に紹介します。

10月の開館時間：9時30分～16時30分（入館は16時まで）

10月の休館日：2日、10日、16日、23日、30日

※入館料やイベントその他の詳細は北海道博物館のHPをご覧ください。

【問い合わせ先】

北海道博物館

電 話 011-898-0466

FAX 011-897-1865

URL <http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/>

☆交通機関でのアクセス

〔北海道博物館へのアクセス〕

○新札幌駅から一バスターミナル・のりば10（北レーン） ジェイ・アール北海道バス 新22「開拓の村」行きに乗車し、「北海道博物館」で下車

○森林公園駅から一森林公園駅東口のりば 新札幌駅からの上記バスが森林公園駅に寄ります ※駅から北海道博物館まで徒歩20～25分かかります

○大麻・江別方面から一ジェイ・アール北海道バス・夕鉄バス新札幌方面行きに乗車し、「厚別東小学校前」で下車（バス停から徒歩15分）

☆住所

札幌市厚別区厚別町小野幌53-2

TEL 011-898-0466 FAX 011-897-1865

作成：北海道博物館 学芸部道民サービスグループ

TEL011-898-0456 FAX011-898-2657

環生一29 「野外博物館 北海道開拓の村」 10月の行事のご案内

◇『紅葉のむら・宵のたてものライトアップ』

10月 7日(土)～8日(日) 16:30～19:30

紅葉がはじまりつつあるこの時期に、市街地群と漁村群の一部を、素朴な照明でライトアップし建物を彩ります。このイベントは通常営業時間外のひと時を楽しんでいただく、特別料金で開催し、また色々な体験メニューをご用意しています。秋の宵のひと時、いつもとは違う表情を見せる開拓の村をご家族でお過ごし下さい。

○料金 一般・高校・大学生 共通500円(年間パス使用可)

65歳以上・中学生以下無料

※16時前に入場される場合、通常料金となりますのでご注意ください
また夜間開催となりますので、子どものみの入場はお断りします

～主なイベント～

○灯りの路・建物ライトアップ

…市街地の通りに灯りの柱を設置し素朴な明かりで通りを演出し、また紅葉とともに建物をライトアップします。いつもとは違うむらの風景をお楽しみください。

○あんどんづくり体験

…オリジナルのあんどんを作ってお部屋に飾ろう。

子ども対象の体験で当日受付します

材料費として200円(数量限定)

○牛乳パックでキャンドルづくり

…牛乳パックが素敵なキャンドルスタンドに!

いろいろな模様をくりぬいて自分だけのキャンドルスタンドを作りませんか?(無料:キャンドル1個プレゼント)

○キャンドル広場

…駐車場前にキャンドルが並びます

記念撮影にいかがでしょうか

○昔の明かり体験

…昔の夜の部屋はどんな明るさ?火の入った囲炉裏端で、その当時のあかりを体感してください

○活動写真上映会

…坂東妻三郎主演作品などの活動写真(DVD映像)を昔の教室で楽しみませんか?無料でご覧いただけます

ま

この他にもご用意しております。詳しくは開拓の村HPやお電話でご確認ください。また屋外の施設ですので、温かい服装でお越しください

※対象に、特に記載のないものは、どなたでも参加・体験できるプログラムです。

○開拓の村 情報

☆入村料金

一部（明記しているもの）を除き全て参加料は無料ですが、入村料が必要になります。

○年間パス『村民パスポート』 1,500円

○ 一般 800円（10名以上団体 700円）

○ 高校生・大学生 600円（10名以上団体 500円）

※中学生以下、65歳以上の方、身体に障害のある方は無料。

また、高校生は、毎週土曜日は無料

☆馬車鉄道料金・・・大人（15歳以上）250円

小人（3歳以上15歳未満）100円

※運行日：4月初旬から開村期間中（天候状況により運休する場合有）

☆駐 車 場・・・400台収容無料駐車場有

☆休 村 日・・・毎週月曜日（祝日・振替休日の場合は翌日が休み）

※5月～9月は無休

年末年始（12月29日～1月3日）

☆開村時間・・・10月～4月 9：00～16：30（入村は16：00まで）

☆アクセス・・・地下鉄・JR「新札幌駅」、新札幌バス・ミナル北バス10番乗り場から
開拓の村行きバス乗車（約15分） 終点下車すぐ

☆住 所・・・札幌市厚別区厚別町小野幌50-1 TEL 011-898-2692
ホームページ <http://www.kaitaku.or.jp>
メール info@kaitaku.or.jp

作成：一般財団法人北海道歴史文化財団 営業部
TEL011-898-2692 FAX011-898-2694
メ-ル n-matsui@kaitaku.or.jp

環生—30 野幌森林公園 自然ふれあい交流館」10月の行事のご案内

◇観察会『秋の森の匂いをかごう』

10月12日(木) 10:00~14:30

内 容：秋が深まると、森の中には多くの色があふれてきます。そんな森の中には、この季節にしか感じることのできない匂いもあります。落ち葉・木の実・草の実・花・土・空気……。色々な匂いを感じながら秋の森を一緒に歩きましょう。

場 所：北海道開拓の村前集合・解散

申 込：事前申し込み不要(当日自然ふれあい交流館にお越しください)

持 物：昼食、雨具

料 金：無料

備 考：北海道ボランティア・レンジャー協議会との共催事業
道民カレッジ連携講座

※対象に、特に記載のないものは、どなたでも参加・体験できるプログラムです。

○自然ふれあい交流館 情報

☆料 金・・・無料

☆駐 車 場・・・大沢口に無料駐車場(40台収容)

☆休 館 日・・・毎週月曜日(祝日・振替休日の場合は開館します)
年末年始(12月29日~1月3日)

☆開館時間・・・10月~4月 9:30~16:30

☆アクセス・・・地下鉄・JR「新札幌駅」、新札幌バス・ミナル北バス10番乗り場から
JR北海道バス【文京台循環線】乗車、『文京台南町』下車徒歩10分

☆住 所・・・江別市西野幌685-1
TEL 011-386-5832
HP <http://www.kaitaku.or.jp/nfpvc.htm>
メール nfpvc@kaitaku.or.jp

作成：一般財団法人北海道歴史文化財団 営業部
TEL011-898-2692 FAX011-898-2694
メール n-matsui@kaitaku.or.jp

環生-31 「オホーツク流水科学センター」 10月の行事のご案内

オホーツク流水科学センターでは、10月中、次の行事を開催しておりますので、ぜひお越しください。

◇平成29年度企画展「漂着物展～流れ着いたものたち～」

- ・内 容 紋別市近郊の海岸を中心としたオホーツク海に漂着した漂着物を、人工物・自然物など特徴で分け展示し、解説パネルや一般社団法人JEANから借用する写真パネルを展示、初日には当施設学芸員による展示解説を行います。
- ・開催期間 10月7日(土)～11月30日(木)
- ・開催場所 多目的ホール
- ・その他 入場無料

◇企画展関連事業 クラフト製作ワークショップ

- ・内 容 ビーチコーミング終了後、漂着物学会会員の古宮悟・富久恵夫妻による漂着物を使ったクラフト製作のワークショップを実施します。
- ・期 日 10月8日(日)
- ・場 所 多目的ホール(予定)

【問い合わせ先】

北海道立オホーツク流水科学センター

紋別市元紋別11

電 話 0158-23-5400

FAX 0158-23-9844

<http://www.giza-ryuhyo.com>

環生－32 山菜採りの事故防止について

秋の山菜採りのシーズンです。

毎年、山菜採りに伴う事故が発生していますが、その原因の多くは、つい採ることに夢中になって、方向を見失うケースです。

いったん事故が起きますと、地元の人たちにも多大な迷惑をかけることになります。

遭難などの事故を未然に防ぐため、無理な行動を控え、一人ひとりが十分に気をつけて、山菜採りを楽しみましょう。

安全のために、次のことに十分注意しましょう。

- 行き先、帰宅予定時間などを、必ず家族や知人に知らせましょう。
- 単独で入山することは避けましょう。
- 事前に目的地の天候を確認しましょう。天候の急変にも対応できるよう雨具、防寒具などの準備も忘れずに。
- 道に迷ったときは、むやみに歩き回ることは危険です。体力の消耗を抑えるなど、落ち着いて慎重な行動をとりましょう。また、通信手段（携帯電話、無線機等）や、笛、ラジオ、非常食等を携行するよう心がけましょう。
- 自然を大切にすることやゴミの持ち帰りなど、基本的なマナーを守りましょう。

【問い合わせ先】

環境生活部文化・スポーツ局スポーツ振興課

電 話 011-204-5209

FAX 011-232-8695

環生-33 事故のない楽しい釣りを

事故を未然に防止し、他人に迷惑をかけることのないよう、次のことに十分心がけて釣りを楽しみましょう。

○ 安全に楽しむために

- ・ 目的地、帰宅の時間などをあらかじめ家族や知人に連絡しておきましょう。
- ・ 単独行動はできるだけ避けましょう。
- ・ 目的地の気象状況を事前に確かめましょう。
- ・ 釣り場では、左右や後ろの人に十分注意しましょう。
- ・ 船、磯、港での釣りの際、救命胴衣は常時着用しましょう。
- ・ 携行品には命綱、呼び子笛、懐中電灯、非常食、救急薬も加えてください。

○ 自然を守るために

- ・ 捨てた針や糸による野鳥の被害が増えています。
また、ビニール袋は、海や川を汚す大きな原因となっています。ゴミは必ず持ち帰りましょう。

○ 資源の保護のために

- ・ 小さな魚は放流し、海藻類、貝類などを取ることはやめましょう。

○ トラブルを防ぐために

- ・ 無秩序な駐車、ゴミの不法投棄などで漁業者や地元の人に迷惑をかけないようにしましょう。

【問い合わせ先】

環境生活部文化・スポーツ局スポーツ振興課

電 話 011-204-5209

FAX 011-232-8695